

# 岡山河川事務所が実施する吉井川、百間川及び高梁川河道掘削に伴う発生土の受入地の募集について

## 1. 募集の趣旨

国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所では、令和元年度より吉井川、百間川及び高梁川において河道内の土砂の掘削を予定しています。掘削の実施にあたっては、平常時の河川水位以上である陸上部の掘削を基本とし、河川環境にも配慮しながら行うこととしております。

一方で、掘削に伴い発生する土砂（以下、「発生土」という。）を効率的に処理するため、その有効活用を図ることが必要となっています。

については、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方のご所有地を受入地とした、発生土の有効利用の試行を図りたいと考えています。

## 2. 予定期工期等

### <吉井川>

予定期工期：令和元年 6月～令和3年 3月まで

掘削箇所：①岡山県赤磐市勢力地先・徳富地先 : 約 170,000m<sup>3</sup>

②岡山県和気郡和気町原地先・益原地先 : 約 100,000m<sup>3</sup>

### <百間川>

予定期工期：令和元年 6月～令和2年 3月まで

掘削箇所：③岡山県岡山市中区原尾島、米田地先 : 約 24,000m<sup>3</sup>

### <高梁川>

百間川、高梁川の募集は終了しました。ご協力ありがとうございました。

予定期工期：令和元年 6月～令和3年 3月まで

掘削箇所：④岡山県倉敷市水江地先・酒津地先 : 約 300,000m<sup>3</sup>

⑤岡山県総社市清音吉地地先・秦地先 : 約 340,000m<sup>3</sup>

土 質：今後土質調査を実施予定

なお、工期中であっても、工事の状況や年末・年始等により搬出が出来ない時期が生じる場合があります。また、土量は今後変更となる場合があります。

## 3. 応募要件

応募できる方は、令和元年 6月～令和3年 3月の間で埋立等の土地造成等を予定しており、近隣地域に土地を所有或いは貸借されている方で、下記の要件を満たす方。

- ① 土砂発生場所からの運搬距離が、50km以内の位置に存在すること。（土砂発生場所は、別図のとおり）
- ② 当該土地造成地等の所有者或いは貸借者（ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要）。
- ③ 埋立（盛土）土量が、1か所当たり概ね1,000立方メートル程度以上。
- ④ 大型ダンプトラック（10t車）で土砂の搬入ができること。
- ⑤ 法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、開発規制法令等による県知事等の認可関係手続きが完了、或いは申込み時迄に手続き完了見込であること。

#### 4. 募集期間及び方法

(1) 募集期間：令和元年 6月12日（水）～令和2年12月18日（金）

なお、募集期間は発生土受入状況等を踏まえ変更する場合があります。

(2) 必要書類：次の書類を、郵送又は持込にて応募してください。

① 発生土「受入申込用紙」 → 様式-1

② 土地所有者の同意書

③ 埋立等の許可証の写し

④ 埋立位置及び搬入ルートを示した地図

⑤ その他

(3) 応募先・問い合わせ先 最寄りの事務所・出張所へ応募・ご相談ください。

<全般>

岡山河川事務所 工務課

〒700-0914 岡山市北区鹿田町2丁目4番36号

TEL 086-223-5184（直通）

FAX 086-232-4195

<吉井川>

岡山河川事務所 西大寺出張所

〒704-8194 岡山市東区金岡東町1-7-8

TEL 086-942-2497

FAX 086-942-2958

岡山河川事務所 坂根出張所

〒705-0016 備前市坂根字土井502-3

TEL 0869-66-7631

FAX 0869-66-7633

<百間川>

岡山河川事務所 百間川出張所

〒702-8001 岡山市中区沖元地先

TEL 086-277-7469

FAX 086-274-3218

<高梁川>

岡山河川事務所 高梁川出張所

〒710-0806 倉敷市西阿知町西原793

TEL 086-465-1763

FAX 086-466-5661

#### 5. 応募後

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させて頂きます。

なお、選考基準としては、候補地まで運搬距離及び他の公共事業等での発生土受入状況等を総合的に判断し候補地を決定します。

また、その結果は、その都度応募者へ通知致しますが、選考内容に関するお問合せにつきましては公表することはできません。

候補地として確定後、別添「岡山河川事務所」の吉井川（又は百間川・高梁川）河道掘削に伴う建設発生土の受入に関する覚書（案）に基づき、覚書を交わす必要があります。

## 6. 留意事項

- ① 建設発生土の搬入（運搬）は、当方が行います。（無料）
- ② 運搬を当方が行うことを選択した場合にも発生土搬入後の作業等（敷均し・締固め、及び土砂流出措置）は、原則として応募者で行って下さい。（覚書第8、9、11条参照）
- ③ 候補地確定後、他の公共事業より発生土の搬入要請があった場合、申し込み時の搬入量を保証することはできません。
- ④ 発生土は均質な土質ではないことが想定されるため、受け入れに必要な土質を保証することはできません。
- ⑤ 搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、申し込み者において確実に行ってください。
- ⑥ 搬入に際しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民への対応は応募者で必ずお願いします。
- ⑦ 建設発生土搬入後の管理については、応募者の責任において行っていただきます。
- ⑧ 搬入した発生土の利用は盛土材としての利用に限られ、骨材資源を回収し土石等として販売することはできません。
- ⑨ 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。

## 7. その他

発生土の受入地とは別に、発生土の仮置きヤードとして借地させていただくことが可能な土地を所有されている方を併せて募集します。仮置きヤードとしての利用に協力頂ける方は、岡山河川事務所工務課までご連絡をお願いいたします。

### <仮置きヤードの要件>

- ① 土砂発生場所（別図）からの運搬距離が、20km以内の位置に存在する土地
- ② 仮置き可能な土量が、1か所当たり概ね5万立方メートル程度以上。
- ③ 大型ダンプトラック（10t車）で土砂の搬入ができる土地。

なお、ご連絡いただいた場合は、詳細な内容についてヒアリングさせていただいた後に、仮置きヤードの利用の可否について、運搬距離や現地状況等を総合的に判断し決定致します。

### <仮置きヤードに関する窓口>

岡山河川事務所 工務課

〒700-0914 岡山市北区鹿田町2丁目4番36号

T E L 086-223-5184（工務課直通）

F A X 086-232-4195

申込日令和　年　月　日

## 発生土「受入申込書」

国土交通省中国地方整備局  
岡山河川事務所長 様

郵便番号：

住 所：

氏 名

発生土の受け入れについて下記のとおり申し込みます。

○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び許可等の番号	令和　年　月　日 第
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を行う土地の面積	平方メートル
搬入する土砂の総数量	立方メートル
工事予定時期	令和　年　月　日～令和　年　月　日

○連絡先

所属名称：

担当者氏名：

電話番号：

(内線)

次の資料を添付ください：

- 土地所有者の同意書（借地等の場合）
- 埋立等の許可証の写し（又はその見込みが分かる資料）
- 埋立位置及び搬入ルートを示した地図
- その他

「岡山河川事務所」の吉井川（又は百間川・高梁川）河道掘削に伴う建設発生土の受入に関する  
覚書（案）

国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長を「甲」、〇〇〇〇を「乙」として覚書を締結する。

第1条 甲は、乙に対して建設発生土の搬入（住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）を行うものとする。ただし、他の公共事業（以下「公共事業」という。）で必要となった場合、公共事業への搬入を優先するものとし、申し込み時の搬入量を保証するものではない。

第2条 甲は、覚書締結後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、または、他の応募者への搬入が明らかにコスト的に有利な場合は、そちらへの搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできない。

第3条 乙は、搬入土の土質的条件及び搬入土に関するその他条件を指定しないものとする。

なお、搬入前に甲乙立ち会いのもと、搬入土に産業廃棄物等が混入していないことを確認するものとする。

第4条 乙は、甲以外からの搬入土を受け入れる場合、あらかじめ甲に協議するものとする。

なお、乙は甲以外から搬入土を受け入れる場合は、産業廃棄物及び汚染土壌等を含む土砂を受け入れてはならない。

第5条 建設発生土搬入に対して、搬入路・待避路が必要な場合は、甲乙協議のうえ整備するものとする。その際、土地の買収・借地が必要な場合は、乙の負担により必要な用地を確保するものとする。

第6条 乙は、甲による搬入土の搬入開始日までに周辺住民・事業所等に対し建設発生土の受入、期間等を周知して周辺住民等の協力を得るものとし、搬入期間内に苦情・問い合わせ等があった場合は甲乙協力のうえ速やかに対応する。

第7条 搬入期間内の苦情等について、乙の周知不足等が原因である場合、甲は土砂搬入を中止する事が出来るものとする。

第8条 乙は、建設発生土搬入までに支障となる物件等の移設解体及び立木の伐採・抜根、除草を行うものとし、それらの処分は指定の処理施設において行うものとする。  
＜本項目は覚書を締結する際に甲乙協議のうえ条件を記載する＞

第9条 建設発生土の搬入に伴い、流末の処理・水抜き対策・法面保護及びその他の対策が必要となった場合は、乙の負担により適切に処理するものとする。  
＜本項目は覚書を締結する際に甲乙協議のうえ条件を記載する＞

第10条 建設発生土の運搬は、甲が行うものとする。ただし、甲乙協議により、乙が運搬を行うことが妥当と判断される場合は、乙の負担において実施することが出来るものとする。

第11条 甲は、埋土の敷均し・締固めは行わないため、建物の建築予定箇所等で敷均し・締固めが必要な場合、乙の負担により実施するものとする。<本項目は覚書を締結する際に甲乙協議のうえ条件を記載する>

第12条 乙が建設発生土の敷均し及び締固めを行う場合は、甲の搬入計画に支障とならないよう調整を行うものとする。尚、搬入計画に支障を及ぼすと認められる場合は、搬入予定量に達しないなくとも搬入を中止する場合がある。<本項目は覚書を締結する際に甲乙協議のうえ条件を記載する>

第13条 乙は、建設発生土搬入に支障をきたさないよう敷地内の運営・管理を行い、疑義等が生じた場合、速やかに対応しなければならない。<本項目は覚書を締結する際に甲乙協議のうえ条件を記載する>

第14条 乙は、甲から受け入れた建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所に搬出してもならないものとする。このことは、搬入完了後においても同様とする。

第15条 乙は、不正な利益(暴力団等の資金獲得活動等)を得る目的で、建設発生土の利用を行うことはできないものとする。万一不審な行為が発覚した場合においては、土砂搬入を即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報するものとする。

第16条 工事車両等の搬入口及び出口については、甲乙協議の上必要に応じて交通誘導員を配置し、通行車両等の安全を確保する対策を講じるものとする。<本項目は覚書を締結する際に甲乙協議のうえ条件を記載する>

第17条 乙は、甲による建設発生土の搬入が完了した場合は、すみやかに確認書を甲に提出するものとする。

(雑則)

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(附則)

この覚書は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 国土交通省中国地方整備局  
岡山河川事務所長

(乙) ○○○○○○

## 位置図（吉井川）



## 位置図（百間川）



## 位置図（高梁川）

